

第10回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会  
意見要旨

日 時：平成23年9月29日（木） 10：00～12：20  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：14名 事務局：4名

<内容>

○ 対馬市議会との意見交換会の報告について

事務局より、【資料2】p1を基に、議会との意見交換会について報告を行った。

- ・ 市議会議員はこの回答内容を理解しているのか。それとも、まだ条例（案）の修正について、議論の余地があると思っているのか。  
⇒ 回答内容についての理解はいただいていると思っている。市議会全体としての意見ではなく、今回出た意見は少数意見であるため、条例（案）についての問題はない。
- ・ 住民投票を常設型にすることに対し、理解のある方がいて驚いた。

○ （仮称）対馬市市民基本条例（提言案）の検討について

事務局より、【資料1】p1～10《提言案》の修正箇所・追加箇所を章ごとに説明し、意見を求めた。

《前 文・第1章》 … 意見なし

例規担当による接続詞等の修正

《第2章・第3章》

例規担当による接続詞等の修正

- ・ 第8章について、前回の検討委員会で“安心”と“安全”はどちらが先かというお尋ねがあったと思うが、どちらが先か。

⇒ どちらが先でも形態としてはあり得るが、この場合は“安全”が目的であることから後ろに置いた。

《第4章》

例規担当による接続詞等の修正、第16条第2項へ主語を追加。

- ・ 第16条第2項の“その他市の財政状況について”の後に読点をつけたほうが読みやすくないか。

⇒ 例規担当と確認する。

《第5章》 … 意見なし

例規担当による修正、第22条第1項へ対象者の明記等

《第6章～第8章》

第32条第1項の修正、同条第2項を追加

- ・ 表現として“取組む”ではなく“取り組む”ではないのか。これが正で間違いはないのか。

- ⇒ 合併時に作成された“対馬市例規作成に当たっての作業要領”の中で定められており、他の条例との兼ね合いもあるため“取組む”で統一する。
- ・ 第32条第2項を追加することについては（案）のとおりでよいと思う。例えば、他に言い換えるとすればどういった表現があるのか。
  - ⇒ 審議会の要綱は条例制定後でなければ作れないため、現在はこのような表現しかできない。今後、要綱制定後に分かりやすい表現へ変更することは可能である。

○ パブリックコメント、地域との意見交換会における意見回答（公表分）について事務局より、【資料2】p2～4について説明し、意見を求めた。

- ・ パブリックコメントの4つめの回答欄に、“この条例を最高位の条例として”とあるが、今までの検討の経緯や他回答部分では“最上位”である。
  - ⇒ “最上位”に統一することとし、回答欄については修正する。
- ・ 地域マネージャー制度にかかる予算はどんなものがあるのか。また、条例の制定後で予算の配分が異なるのか。
  - ⇒ 現行では、道路等の維持補修の予算があり、地区から要望があれば市が原材料を支給し、地区で実施してもらう形となっている。その他、アドバイザー派遣にかかる予算や「わがまち元気創出」支援事業補助金等がある。条例制定後の予算への影響等については、配分の変更等特段変わることはありません。
- ・ 条例の啓発活動の一環として、講演会を予定しているとのことだがその内容等は決まっているのか。
  - ⇒ 事務局レベルで考えている内容としては、この条例の必要性等についての講演を考えている。講師は未定で、来年2月頃にと考えている。
- ・ 講演会の講師は、検討の経緯や条例の内容も熟知している加留部委員長にお願いしてほしい。
- ・ 対馬島内で行われる各種イベントへの参加者は少なく、本当に寂しい。この条例の啓発をはかるためには、バスの借上げ等をし、市民が参加しやすい状況を作ることが必要だと思う。各種団体へ要請をし、講演会の周知を行い、参加者を募る必要がある。あわせて、参加した人からだんだんと広めていってほしいということも伝えるべきだと思う。
  - ⇒ 講演会の方法については、事務局にて検討するが、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
- ・ 講演会は、市内で1ヶ所での開催でなく、町単位での開催は難しいにしても複数ヶ所での開催を検討してはどうか。
  - ⇒ 講演会の方法を含めて、検討させていただく。

～ 大浦副市長より条例検討委員に対してのお礼挨拶 ～

○ 条例名の決定について

事務局より、【資料2】p5～について事前に挙げてもらった候補の取りまとめ結果を説明し、条例名の決定を行った。

p5 下部の右欄の【応募が多かった条例名】から選ぶこととし、左欄の【候補一覧表】はあくまで参考とした。条件に当てはめて1つずつ検討を行った結果、残ったものを

条例名とする。

【条件】 1. “対馬市[ ]条例”という表記となること

2. 条例名を見て、内容が分かること

3. その他の類似した条例と誤認されないこと

(例：“やまねこ”であれば“ツシマヤマネコ寄付条例”等)

- ・ “やまねこ”を用いることについて、内容を勘違いされやすいと思われるため、不適切ではないか。
- ・ 対馬のシンボルとして“ツシマヤマネコ”が知られていることから、公募の結果として最も多かった候補であり、残すべきではないか。
- ・ “やまねこ”が挙げられるのは嬉しいが、曖昧なものが多すぎる。
- ・ “市民”“協働”“参画”“まちづくり”“基本”の言葉が使われているものが好ましい。
- ・ “対馬条例”については、抽象的であり、一言で“対馬”といっても幅広いため不適切だと思われる。
- ・ “みんなの条例”は、何の条例なのか具体的な内容が分からない。
- ・ “まちづくり”は既存の市の条例の中に誤認されるような条例があるのか。  
⇒ “まちづくり”が使われている既存の条例として“対馬市まちづくり基金条例”があるが、まちづくり自体についての条例はない。

以上の意見を踏まえ検討したところ、条例名から内容が分かり、趣旨がストレートであるという理由から、条例名は“対馬市市民基本条例”で決定となった。また、この条例名に応募した方の中から抽選で、上対馬高校の峰溪介さんに記念品を贈呈することとなった。

#### ○ (仮称) 対馬市市民基本条例提言書 (案) について

事務局より、【資料1】p11~について説明をし、10月18日午前9時から市長へ提言書を提出する旨説明した。検討委員会委員長、副委員長、事務局にて提出する予定であり、出席を希望する検討委員は出席できることを伝えた。

⇒ 【資料1】p12本文1行目の“本市”を“対馬市”へ、p15の9月5日意見交換会の“豊玉”を“厳原”へ修正した。

#### 《検討を終えての検討委員の感想》

- ・ 無事に役割を終えることができ安心した。今後は、他団体との横の連携を強めながら、まちづくりに取り組んでいきたいと思う。
- ・ あまり意見を言うことができず、申し訳なかったが、この検討委員会に参加でき一緒に検討して良かったことがうれしく思った。
- ・ いろんな意見を聞くことができ、本当に勉強になった。今後に活かしていきたい。
- ・ 本当にお忙しい中、ご尽力いただいた加留部先生に心からお礼を上げたい。
- ・ 何度も議論をし、意見交換会の意見も取り入れたこのような条例ができた以上、誰にでも分かりやすいものにしてほしい。
- ・ 検討委員会では思ったことを意見として言わせていただき、結果として失礼な発言となったものもあり、申し訳なかった。条例が制定された後、今度はこれを具現化させていく必要があり、

難しいこととは思いますが取り組んでいきたいと思う。

- この条例が活用されてほしいと思う。
- 加留部委員長が、本当に対馬のことを思ってくれていることが嬉しかった。
- 加留部委員長の説明の仕方や議事の進め方は本当にすごいと思った。敬意を持って『お疲れ様でした』と言いたい。
- これまで、市政は行政が市民を導いていたように思う。今後は市民自らが考えることは必要だが、この条例が軌道に乗るまでは行政が引っ張っていく必要があると思う。この条例が形骸化することがないようにしたい。
- 何故、この条例の検討に1年数ヶ月も費やしたかを考えてほしい。何度も議論することで、市民の意見を反映した“みんなの条例”を作りたかった。今後、いかに実効性をあげていくかが大きな課題となる。
- 常に、主体は誰かを考えてほしい。まずは自分におきかえて考えることがスタートである。『1人でやらない、1人にならない、1人にさせない』がキーワードで、皆で取り組む姿勢が大切である。

#### 《まとめ》

検討委員会は今回で終了となる。検討結果を提言書(案)として、10月18日(火)午前9時から市長室にて市長へ提出する。

提言書の提出は加留部委員長、松原副委員長、事務局にて対応する予定だが、希望する検討委員は出席できることを説明しており、上記日時について別途郵便にて連絡する。

あわせて、提出する提言書を検討委員宛送付することを確認し、終了した。